

徳島東部都市計画下水道の変更（案）に係る 縦覧及び意見書受付のお知らせ

徳島市汚水適正処理構想の見直しなどにより、公共下水道の処理区の区域変更を行うとともに一部の都市下水路を公共下水道に位置付け、廃止します。

このため、下水道の変更（案）に係る縦覧及び意見書の受付を次のとおり実施します。

なお、この下水道の変更（案）は、令和8年1月23日～2月6日に実施した下水道の変更（素案）の縦覧及び説明会を踏まえて作成したものです。

【案の縦覧】

期 間：令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）
午前8時30分から午後5時（土・日を除く）

場 所：徳島市都市建設部都市建設政策課
（徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館4階）
徳島市上下水道局下水道整備課
（徳島市南前川町5丁目1番地の4 徳島市上下水道局4階）
徳島市都市建設部河川水路課
（徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館5階）
※都市計画の案は、徳島市ホームページでもご覧いただけます。

【意見書の受付】

徳島市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この都市計画の案について、意見を提出することができます。

期 間：令和8年5月15日（金）から令和8年5月29日（金）**午後5時必着**

提出方法：住所、氏名、電話番号、意見を記載し、次のいずれかの方法により、提出してください。

1. 電子申請 徳島市ホームページから申請
2. 窓口 都市建設部都市建設政策課（徳島市役所本館4階）
3. 郵送 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 都市建設政策課 宛

※2または3の方法による場合は、意見書の様式については自由ですが、別添の様式を参考にしてください。

- 注 記：1. 提出いただいた意見書の要旨を徳島市都市計画審議会に提出します。
2. 収集した個人情報の取り扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。
3. お電話や口頭でのご意見は応じかねますのでご了承ください。
4. お名前、ご住所を忘れずにご記入くださいますようお願いいたします。

徳島市ホームページ「徳島東部都市計画下水道の変更（案）」のQRコードはこちら➡



【お問い合わせ先】

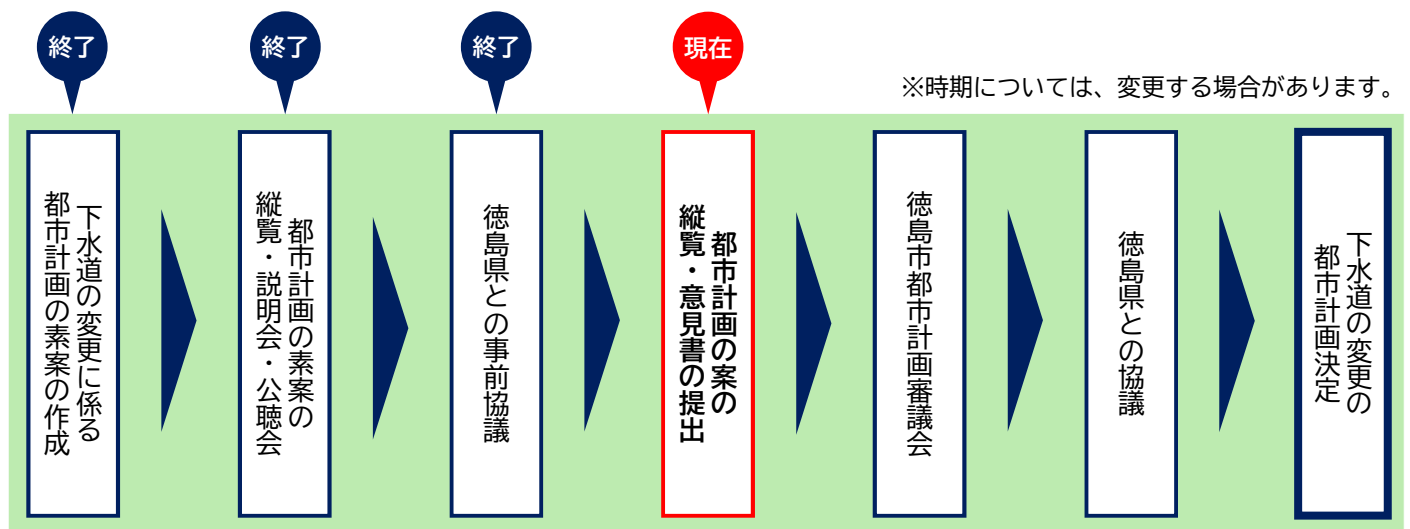
都市計画変更手続きについて：徳島市都市建設部都市建設政策課 TEL 088-621-5249
公共下水道について：徳島市上下水道局下水道整備課 TEL 088-621-5350
都市下水路について：徳島市都市建設部河川水路課 TEL 088-621-5323

【都市計画下水道の変更区域図】



は、都市計画下水道の変更区域を示す。

【都市計画決定までの手続きの流れ】



	終了 都市計画の変更に係る 都市計画の素案の作成	終了 都市計画の素案の 縦覧・説明会・公聴会	終了 徳島県との事前協議	現在 都市計画の案の 縦覧・意見書の提出	徳島市都市計画審議会	徳島県との協議	下水道の変更の 都市計画決定
	縦覧：令和8年1月23日 令和8年2月6日			令和8年5月15日 令和8年5月29日	令和8年7月頃	令和8年8月頃	令和8年9月頃
	説明会：令和8年1月27日 （八万中央コミュニティセンター） 令和8年1月29日 （加茂名コミュニティセンター） 令和8年2月2日 （加茂コミュニティセンター）						
	公聴会：令和8年2月13日（公述の申出がなかったため中止）						